



平成27年3月13日

各 位

会 社 名 住石ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 長崎 駒 樹
(コード番号 1514 東証第1部)
問 合 せ 先 執行役員法務部長 福 山 弘 記
(TEL 03-5733-9901)

訴訟の判決(勝訴確定)に関するお知らせ

平成26年9月17日付「訴訟の判決に関するお知らせ」にてお知らせいたしました当社の子会社住石マテリアルズ株式会社(以下、住石マテリアルズ)の勝訴判決について、平成26年10月15日付でワンボ社側がオーストラリア連邦高等裁判所に対し、上訴の前提としての特別許可申請を行いました。同裁判所は本日、同許可申請を却下する旨の決定を行いました。これにより、住石マテリアルズの勝訴判決が確定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日
オーストラリア連邦高等裁判所
平成27年3月13日

2. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

住石マテリアルズが平成13年6月以降保有しているワンボ社発行のBクラス株式の配当金につき、ワンボ社は同社の取締役の裁量権に服するとの主張に基づき、平成22年3月末を支払い期限とする配当金及びそれ以降の配当金の支払いについて、配当決議を留保ないし配当金額を制限するなどに至りました。このため、住石マテリアルズはワンボ社及びその親会社のピーボディ豪州鉱山会社と問題解決のための話し合いを続ける一方、裁判による救済を求めて、平成22年7月14日に提訴するに至り、平成25年3月25日付でオーストラリア国ニューサウスウェールズ州最高裁判所より住石マテリアルズ勝訴の判決が言い渡されました。

ワンボ社は当該判決を不服として平成25年8月2日付で控訴しましたが、控訴審においても平成26年9月17日付で住石マテリアルズ勝訴の判決が言い渡されました。

これに対し、ワンボ社は平成26年10月15日付でオーストラリア連邦高等裁判所に対し、上訴の前提としての特別許可申請を行いました。同裁判所は平成27年3月13日付で同許可申請を却下いたしました。

なお、本訴訟の経緯につきましては、以下の当社WEBサイトにも掲載しておりますのでご参照下さい。

当社WEBサイト <http://www.sumiseki.co.jp/>

- ・平成25年 3月26日開示 「訴訟の判決に関するお知らせ」

- ・平成25年 8月 5日開示 「当社の子会社に対する控訴の提起に関するお知らせ」
- ・平成26年 9月17日開示 「訴訟の判決に関するお知らせ」
- ・平成26年10月15日開示 「勝訴判決を不服とするワンボ社側の上訴に向けた手続開始に関するお知らせ」

3. 決定の内容

ワンボ社側の上訴の前提としての特別許可申請を却下する旨の決定を行い、住石マテリアルズの勝訴が確定いたしました。

4. 今後の見通し

本判決に伴う過年度の受取配当金等については、平成26年5月15日付決算短信にて公表いたしました通期の業績予想に概算で織り込み済みではありますが、今般、上記オーストラリア連邦高等裁判所の決定を受け、当社の平成27年3月期の連結業績へ与える影響につきまして現在精査中であり、今後、開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上